

長野県文化財保護審議会への諮問について

文化財・生涯学習課

下記の文化財を長野県宝に指定し、及び長野県天然記念物の指定を解除したいので、文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）第4条第3項及び第31条第2項の規定により、長野県文化財保護審議会に諮問する。

記

1 長野県宝に指定する文化財

名 称	員数	所 在 地	所有者の住所及び名称
ろくじぞうせきどう 六地藏石幢	1基	上高井郡高山村大字牧 字久祢下 1061 番地5	上高井郡高山村大字牧字久祢下 1058 番地2 宗教法人 明徳寺 ^{めいとくじ}
もくぞうあみだによらいざぞう 木造阿弥陀如来坐像	1躯	飯田市箕瀬町1丁目 2464 番地1	飯田市箕瀬町1丁目 2464 番地1 宗教法人 柏心寺 ^{はくしんじ}
もくぞうばとうかんのんぼさつぎぞう 木造馬頭観音菩薩坐像	1躯	飯山市大字瑞穂 7117 番地2	飯山市大字瑞穂 7130 番地イ号3 宗教法人 小菅神社 ^{こすげじんじや}

2 長野県天然記念物の指定を解除する文化財

名 称	所 在 地	指 定 告 示
やおい 八生のカヤ	中野市大字桜沢字大進 1249 番地	平成 19 年 1 月 11 日 長野県教育委員会告示第 1 号

諮 問 物 件 の 概 要

名 称・員 数	ろくじぞうせきどう 六地藏石幢※ 1基
所 在 地	上高井郡高山村大字牧字久祢下 1061 番地 5
所有者の住所及び名称	上高井郡高山村大字牧字久祢下 1058 番地 2 宗教法人 <small>めいとくじ</small> 明德寺
概況と特色	<p>上高井郡高山村牧の明德寺所有の六地藏石幢は、三段付基壇の上に六角柱の幢身を立て、その上に中台と<small>ずしぶ</small>龕部を安置する。さらにその上に笠と露盤・宝珠をい置く。</p> <p>総高は 178.3cm、各部は、宝珠 16.0cm、反花 5.0cm、<small>ろばん</small>露盤 5.0cm、笠 32.0cm、龕部 26.0cm 中台 10.0cm、幢身 55.3cm、基壇（二壇・格狭間）12.0cm、基礎 17.0cm である。</p> <p>単制石幢ではなく、重制石幢の典型的な形態をもっており、宝珠と龕部の六地藏の顔に一部の破損がみられるのみで、六地藏石幢の各部がほぼ完全形のまますべて揃っている。</p> <p>六角柱の幢身の一面に在銘の文字群が刻まれているが、はっきりと解読できる文字は少ないが、法名源道禅門が、生前中に極楽往生を願って明德四年（1393 年）六地藏石幢を建立して仏頂尊勝陀羅尼經を納入するという仏事を修したことが判明する。生前に仏事を修して死後の冥福を祈る行為を逆修といい、本物件も逆修の供養塔であることが判明する貴重な事例である。県内に所在する六地藏石幢は 6 基しかなく、仏教文化を示す貴重な石造文化財のひとつであるが、本物件以外に逆修供養塔の事例は類例がなく、歴史史料として県内唯一のものである。</p> <p>県内最古の六地藏石幢は、<small>しんかい</small>佐久市新海神社の延文三年（1358 年）銘である。本物件は、県内史料としては二番目に古い十四世紀の紀年銘のものであるが、六地藏石幢の全ての各部がほぼ完全形で残っているものとして県内唯一であり、石幢本来の六角形という形状であることを含めると全国的にも珍しく石造美術品としても類例のないほど貴重なもので、六地藏石幢の基準資料になりうるものである。</p> <p>高山村文化財指定日 平成 18 年 3 月 27 日</p> <p>※学術的には石幢は「せきどう」と読む</p>
諮問理由	<p>県内では平安時代の社宮司遺跡（千曲市）出土木造六角宝幢（宝珠で飾った幢（はた））が仏事の<small>しやうごんぐ</small>荘嚴具を示すものとして県宝に指定（H23.3.28 指定）されているが、それに次ぐ中世の六地藏石幢が指定されることは、<small>きやうどう</small>經幢という仏教道具の発展形態を歴史を辿ってその変遷を学習することができるのと同時に、中世における県内の地藏信仰の発展を示す文化財としては仏像以外では現在、唯一であり、貴重である。</p>
指定基準	<p>長野県宝の指定基準</p> <p>(7) 建造物</p> <p>(ウ) 歴史上重要なもの</p> <p>(エ) 学術上重要なもの</p>
参考文献	ろくじぞうせきどう 六地藏石幢指定候補調書（井原長野県文化財保護審議委員）（H26.11.5）

六地藏石幢（高山村）



六地藏石幢（高山村）



宝珠

反花

露盤

笠

龕部

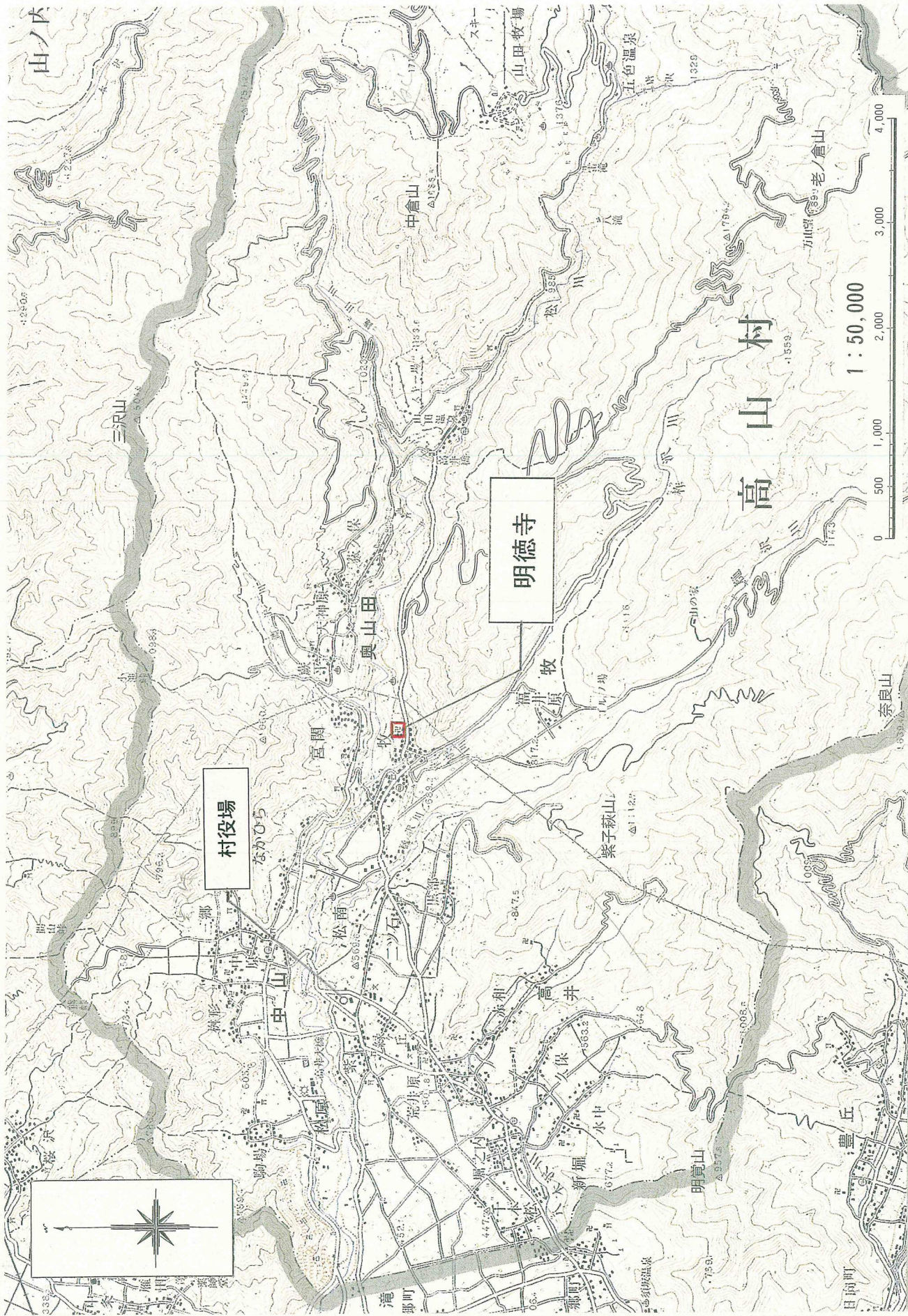
中台

幢身

基壇

基礎

位置図

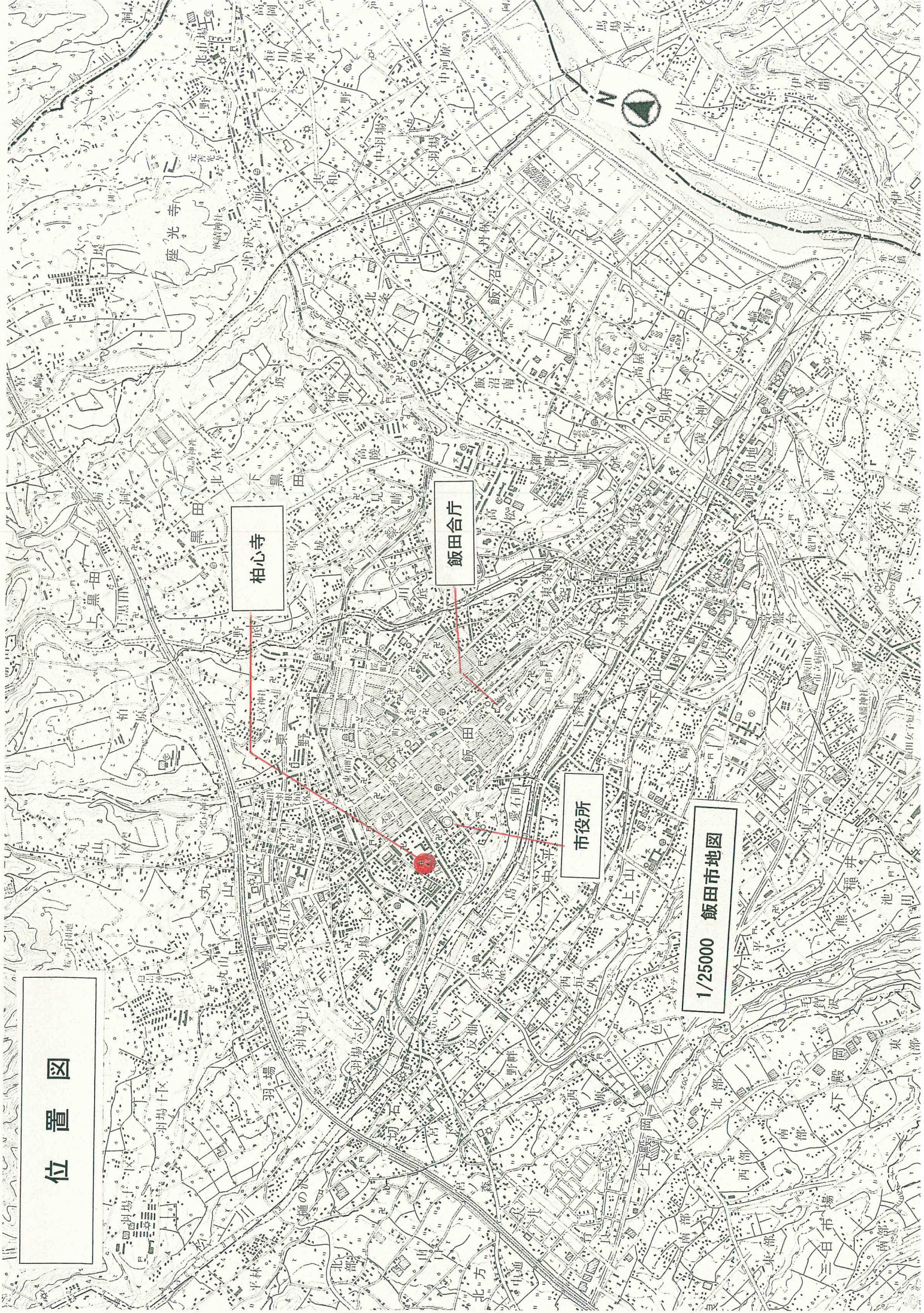


諮問物件の概要

名称・員数	木造阿弥陀如来坐像 1 軀 <small>もくぞうあみだによらいざぞう</small>
所在地	飯田市箕瀬町 1 丁目 2464 番地 1 <small>みのぜちよう</small>
所有者の住所及び名称	飯田市箕瀬町 1 丁目 2464 番地 1 宗教法人 柏心寺 <small>はくしんじ</small>
概況と特色	<p>飯田市柏心寺（宮田村の白心寺の草庵が創建された 1571 年から始まる古刹。浄土宗。）が所蔵する木造阿弥陀如来坐像は、木造割矧造り※1、漆箔、玉眼を嵌入する、来迎印※2 を結ぶ像高 52cm の木像である。</p> <p>像の左手は屈臂※3 し、膝上で掌を仰いで第 1、2 指を相念じ、右手は屈臂して右胸前で掌を前に向け、第 1、2 指を念じて来迎印を結んでおり、右足を外に結跏趺坐する。</p> <p>その形状は螺髪を彫出し、髮際中央をごくわずかに弛ませている。着衣は衲衣※4 の下に內衣を左肩から右脇へ着け、その縁を胸前に見せる。衲衣は左肩を蔽い、右肩に少し懸って正面にまわり、端は再び左肩に懸って背中に垂れている。構造は檜材割矧造りである。保存状態は若干、欠損(左第 3、4 指先および右手第 4 指先)と後補(左右第 2 指先)が見られるが、概ね良好な状態である。</p> <p>本尊の伝来については、資料が少ないが古刹である柏心寺の創建から思慮すると開創の際、由緒ある他寺より齎されたものと考えられ、衲衣の表現などから本作品は本格的慶派の流れを汲む 13 世紀前半作成のものと思われる。</p> <p>「運慶・快慶及びその次世代」（初期慶派）の基準的作品は、全国で 260—270 点（四天王を 4 体と数える方式）程度あり、県下では柏心寺の本作品を入れて 8 点程になる。</p> <p>本作品は、初期慶派正統の作風を継ぐ作品として貴重であり、佐久市安養寺の木造阿弥陀如来（H6. 8. 15 県宝指定）、岡谷市平福寺の木造阿弥陀如来坐像（H8. 9. 9 県宝指定）などと相並ぶ作品である。</p> <p>飯田市文化財指定日 平成 5 年 9 月 28 日</p> <p>※1：寄木造に用いる技法の一つ。 ※2：信者の臨終に際して、阿弥陀如来が西方極楽浄土から迎えに来る時の印相。 ※3：臂：肩からひじまでの部分。 ※4：僧尼が身に着ける袈裟（けさ）。</p>
諮問理由	<p>本像の衲の表現を見ると、①內衣を着ける懐古的な着衣形式②衲衣の下層縁を胸腹部で部分的に引き出し折り返して垂らす着衣形式③膝前中央と左手の下に衲衣辺縁の垂みをつくるという特徴を示し、他の国指定の重要文化財と比べると、興福寺の北円堂の弥勒仏像以後の慶派の作成と考えられる。</p> <p>また、他の同時期の像と比較すると①髮際中央の弛みが極めて少ない。②面が若々しく丸みが強い。③衣文が比較的簡素である。などからやや古風な作風を示す。</p> <p>以上から本像は造立事情は不明であるが、鎌倉時代 13 世紀前半の制作になる、初期慶派正統の作風を継ぐ阿弥陀如来坐像として日本彫刻史上貴重な作例である。</p>
指定基準	<p>長野県宝の指定基準</p> <p>(1) 絵画及び彫刻</p> <p>イ 歴史上特に意義のある資料となるもの</p> <p>ウ 題材、品質、形状又は技法等の点で、顕著な特性を示すもの</p>
参考文献	柏心寺阿弥陀如来坐像指定候補調書（熊田長野県文化財保護審議委員）（H26. 11. 6）

木造阿弥陀如来坐像（飯田市）





位置図

柏心寺

飯田台庁

市役所

1/25000 飯田市地図

諮 問 物 件 の 概 要

名 称・員 数	<small>もくぞうぼとうかんのんぼさつぎぞう</small> 木造馬頭観音菩薩坐像 1 軀
所 在 地	飯山市大字瑞徳 7117 番地 2
所有者の住所及び名称	飯山市大字瑞徳 7130 番地イ号 3 宗教法人 <small>こすげじんじや</small> 小菅神社
概況と特色	<p>小菅神社奥院「<small>かやきりどう</small>加耶吉利堂」※1 の本尊であったと伝えられる馬頭観音像で、現在は小菅神社※2 宝庫に収蔵される。</p> <p>朽損が大きいため当初の脇手や持物も不分明であり、その伝来についての確かな史料も乏しいが、元来、馬頭観音を草創の本尊とすると伝えられる（「信濃国高井郡小菅山八所権現并元隆寺来由記」（天文十一年／1542 年））小菅山において、本像は平安後期（12 世紀）に遡る現存県内最古の馬頭観音像である。</p> <p>ホオ材による<small>わりはぎ</small>割刳※3 造。像高 34.5 c m、本体 <small>ふんぬそう</small>三面六臂※4、<small>いざぞう</small>忿怒相※5 の倚坐像。頭頂は炎髪（結び目なし）、地髪は横方向の疎彫り。天冠台下の髪は疎彫りにし、中央に分け目をあらわす。後頭部は平彫り。天冠台上方正面に馬頭（首から上。現状朽損）を戴く。両耳前に炎髪をあらわす。天冠台は下から連珠・列弁とするが背面無文。</p> <p>倚坐像について、片足踏み下げは、菩薩像や神像には多く見られるが、本作品は、両足を垂らして座る倚坐垂脚像である。また、倚坐垂脚像は白鳳仏にはまあるが、平安以降は少なく、<small>おおやまづみ</small>愛媛・大山祇神社・男神像（平安）、あとは鎌倉時代の<small>じょうがんじ</small>三重・成願寺阿弥陀如来像、その他、<small>えんのぎようじや</small>役行者や<small>すもん</small>守門神像、<small>ぜんしゅうちんぞう</small>禅宗頂相（禅宗での師の肖像画など）にみられる程度である。県内では、禅宗祖師像以外の倚坐垂脚像は、本像のみと考えられる。</p> <p style="text-align: center;">飯山市文化財指定日 平成 9 年 1 年 20 日</p> <p>※1 加耶吉利堂：馬頭観音堂 ※2 小菅神社：小菅神社は、明治時代の神仏分離まで、新義真言宗に属する小菅山元隆寺（こすげざんがんにゅうじ）といい、かつては戸隠や飯綱と並ぶ北信濃の三大修験場として隆盛を誇る。来由記によると、諸国を巡っていた修験道の祖・役小角（えんのおづの）が小菅山に出合い、白鳳 8（680）年に小菅山を開山したと言われる。 ※3 割刳：寄木造に用いる技法の一つ。干割れや乾燥による像のゆがみを防ぐための処置で、元来一木であった材料を割り放し内刳（うちぐり）を施したのちに密着させ接合すること。 ※4 3つの顔と6本の手（一人で何人分もの働きをすること。） ※5 大いなる怒りの顔</p>
諮問理由	<p>本像は朽損は大きいものの、平安後期に遡る馬頭観音像として全国的にも数少ない作例の一つであり、しかもその倚坐像という形姿は馬頭観音像として類例少ないものである。小像ながら口内の歯列や脇面の表情など、その面貌は細部まで行きとどいた彫りを示し、浅く穏やかなまとまりのよい彫り口に藤原時代の彫技を窺うことができる。</p> <p>戸隠、飯綱と並ぶ修験の霊場として早くから開かれながら、度重なる兵火による被災等で創建を知る確かな史料や古仏の少ない小菅山において、本像はその馬頭観音信仰が平安後期 12 世紀に遡ることを証明する貴重な作例であり、千曲川を挟んで小菅山に対置した「常盤牧」※1 など地域の「牧」文化との関連や地域の特徴を考える上でも、県宝にふさわしい文化財である。</p> <p>※1：常盤牧（かつての官牧）の一角を領有していた泉氏の居城ともいわれている。</p>
指定基準	長野県宝の指定基準 (1) 絵画及び彫刻 イ 歴史上特に意義のある資料となるもの ウ 題材、品質、形状又は技法等の点で、顕著な特性を示すもの
参考文献	小菅神社馬頭観音菩薩坐像調査書（熊田長野県文化財保護審議委員）（H26. 5. 27）

木造馬頭觀音菩薩坐像（飯山市）



位置図

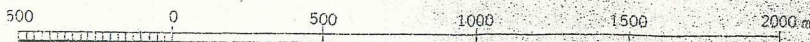


北竜湖

所在地

東小学校

1 : 25,000



諮 問 物 件 の 概 要

名 称	やおい 八生のカヤ
所在地	中野市大字桜沢字大進 1249 番地
指定告示	平成 19 年 1 月 11 日 長野県教育委員会告示第 1 号
概況と特色	<p>樹種：カヤ (<i>Torreya nucifera</i>)</p> <p>本物件は、北信地方では珍しいヒダリマキガヤで、推定樹齢は 500 年以上である。樹高は 20m、周囲は 5.86m の巨木で、株立ちになった 8 本の巨枝が四方に枝を広げている様相が見事なものであることから、「八生のカヤ」と呼称されてきた。</p> <p>長野県内のカヤの大木は、寺社境内などに植栽されたものが殆どであり、山中で自生に見まがう大木の個体は極めて稀である。</p> <p>平成 19 年 1 月 11 日に長野県天然記念物に指定した。</p> <p>平成 27 年 3 月 22 日、午前 10 時、「八生のカヤ」が根元から斜面に倒れ、幹・枝が折れ、約 20m の幅で斜面に流されている状況が、所有者らによって確認された。</p> <p>平成 27 年 3 月 27 日、県及び当該樹が所在する市の文化財保護行政担当者が立ち会い、「八生のカヤ」が倒壊して滅失前の様相をとどめず、全壊した状況を確認した。倒壊の原因は不明確だが、雪崩による可能性が高いと推測された。</p> <p>平成 27 年 3 月 30 日、所有者より滅失届が提出された。</p>
諮問理由	当該樹が根元から倒壊し、滅失したため、長野県天然記念物の指定を解除する。
解除の要件	<p>県史跡名勝天然記念物が県史跡名勝天然記念物としての価値を失ったときその他特殊の事由があるときは、その指定を解除することができる。</p> <p style="text-align: right;">(文化財保護条例第 31 条)</p>

八生のカヤ（中野市）

倒壊前



倒壊後



位置図

